



島根県報

平成22年3月9日（火）

第2,168号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立高度情報化センター条例施行規則を廃止する規則 (情報政策課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定 (") 2

土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) 3

土地改良区の定款変更の認可 (") 4

換地処分 (") 4

保安林の指定の解除 (森林整備課) 4

保安林の指定 (") 4

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (") 5

指定漁船調書の縦覧 (水産課) 5

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (中小企業課) 6

建築計画概要書等閲覧規程の一部改正 (建築住宅課) 7

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録の失効 (森林整備課) 7

労働関係調整法の規定による争議行為を行う旨の通知の公表 (雇用政策課) 7

都市計画変更の図書の縦覧 (都市計画課) 8

【教委規則】

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則 (保健体育課) 8

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部) 8

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 (") 9

【漁調委指示】

隠岐島前海域における魚類採捕禁止区域の廃止 10

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施 (消防防災課) 10

公布された条例等のあらまし

◇島根県立高度情報化センター条例施行規則を廃止する規則（規則第11号）

1 規則の概要

島根県立高度情報化センター条例施行規則は、廃止することとした。

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規**則**

島根県立高度情報化センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第11号

島根県立高度情報化センター条例施行規則を廃止する規則

島根県立高度情報化センター条例施行規則（平成11年島根県規則第23号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告**示**

島根県告示第149号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成22年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 ダスキン石見	福祉用具貸与	ダスキンヘルスレント 島根西ステーション	益田市市原町イ597番2	平成22年2月22日
有限会社 ダスキン石見	介護予防福祉用具貸与	ダスキンヘルスレント 島根西ステーション	益田市市原町イ597番2	平成22年2月22日
有限会社 ダスキン石見	特定福祉用具販売	ダスキンヘルスレント 島根西ステーション	益田市市原町イ597番2	平成22年2月22日
有限会社 ダスキン石見	特定介護予防福祉用具販売	ダスキンヘルスレント 島根西ステーション	益田市市原町イ597番2	平成22年2月22日

島根県告示第150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成22年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 福寿	居宅介護支援	ほのぼの居宅介護支援事業所	浜田市国分町691-1	平成22年 4 月 1 日
西いわみ農業協同組合	居宅介護支援	J A 西いわみ指定居宅介護支援事業所	益田市乙吉町イ758-4	平成22年 3 月 1 日

島根県告示第151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 3 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大邑地区開発土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

灘尾 正憲 大田市水上町荻原190番地
 住田 益三 大田市川合町忍原イ1140番地 2
 柳楽 和弘 大田市川合町忍原イ172番地 1
 清野 健也 大田市大代町新屋1565番地 2
 梅田 信雄 邑智郡美郷町栢谷113番地
 梅田 義雄 邑智郡美郷町栢谷18番地
 尾原 章宏 邑智郡美郷町惣森491番地
 樋ヶ 勝義 邑智郡美郷町小松地146番地

監事

梅田 政治 邑智郡美郷町栢谷386番地 2
 西楨 明彦 邑智郡美郷町惣森517番地

2 就任年月日

平成19年 5 月 29 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

熊谷 國彦 大田市大屋町鬼村 6 番地
 林 興平 邑智郡美郷町粕淵340番地
 杉橋 章平 大田市久手町刺鹿2153番地
 住田 益三 大田市川合町忍原イ1140番地 1
 清野 健也 大田市大代町新屋1565番地 2
 灘尾 正憲 大田市水上町荻原190番地
 梅田 義雄 邑智郡美郷町栢谷18番地
 梅田 信雄 邑智郡美郷町栢谷113番地
 尾原 章宏 邑智郡美郷町惣森491番地
 樋ヶ 勝義 邑智郡美郷町小松地146番地

監事

梅田 政治 邑智郡美郷町栢谷386番地2

下垣 一治 大田市久手町波根西474番地

島根県告示第152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大邑地区開発土地改良区の定款変更を平成22年2月26日付けで認可した。

平成22年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第153号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成22年3月1日付けで県営土地改良事業に係る益美2期地区柿原工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成22年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市三隅町西河内1854-1、1855-3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
隠岐郡西ノ島町大字宇賀字小宇賀1243、1244-1から1244-3まで、1245-2、1245-3、1246-2、1247-2、1252、1253、1278、1280から1284まで、1289、1291、1292-2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第156号

平成22年島根県告示第100号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成22年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
大田市三瓶町池田字新城2468-3	松本 精一	大田市三瓶町池田2465
大田市仁摩町大国町字天神山3892-1、3895-1	山根 希	茨城県真壁郡大和村大字2131-6
大田市仁摩町大国町字荷屋ノ上エ3903	木原 毅	石川県金沢市敢田東1-53

島根県告示第157号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

大田市仁摩町宅野41-3 吉原 幸則

大田市仁摩町仁万1496-1 高野 繁幸

大田市仁摩町仁万498-1 山根 真治

(2) 加入区

仁摩町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第158号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成22年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒマラヤ出雲店 島根県出雲市渡橋町1158番地 他6筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社 みつまる 代表取締役 福代 松野 島根県出雲市枝大津町2番地8

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時00分～午後8時00分

(変更後) 午前10時00分～午後9時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後8時30分

(変更後) 午前9時30分～午後9時30分

(4) 変更する年月日

平成22年3月15日

2 届出年月日

平成22年2月25日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第159号

建築計画概要書等閲覧規程（昭和48年島根県告示第492号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月9日

島根県知事 溝口 善兵衛

第1条中「昭和25年建設省令第40号」の次に「。第9条において「省令」という。」を加え、「概要書」を「概要書等」に改める。

第2条、第3条及び第5条から第8条までの規定中「概要書」を「概要書等」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（インターネットの利用による閲覧）

第9条 概要書等のうち省令第11条の4第1項第7号及び第8号に掲げるものについては、前7条の規定によるほか、インターネットを利用する方法により閲覧に供することができる。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定による生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月9日

島根県知事 溝口 善兵衛

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
353	藤原 一郎 仁多郡奥出雲町大馬木152 番地			○	○	藤原 一郎 仁多郡奥出雲町大馬木152 番地

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成22年3月9日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 争議行為をなす日時及び場所

日時 平成22年3月25日から問題解決までの間

場所 次の各施設において、島根県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

安来第一病院、松江赤十字病院、松江生協病院、松江生協リハビリ病院、松江生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、出雲リハビリテーション病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田赤十字病院

2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画公園
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

教 育 委 員 会 規 則

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月9日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第2号

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和36年島根県教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に、「第23条」を「第22条」に、「同条第1項第5号」を「同条第1項第3号」に改める。

第4条中「第24条」を「第23条」に、「同条第1項第4号」を「同条第1項第2号」に改める。

第5条中「第25条」を「第24条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月9日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

島根県公安委員会規則第1号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号キ中「責務」を「職務」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（高齢運転者等標章の申請等）

第8条の2 法第45条の2第1項の規定による普通自動車の届出及び同条第2項の規定による高齢運転者等標章の申請、

同条第3項の規定による高齢運転者等標章の再交付の申請並びに施行規則第6条の3の3の規定による高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 管轄警察署
- (2) 管轄警察署に置く広域交番（雲南警察署三成広域交番、雲南警察署掛合広域交番、出雲警察署平田広域交番、出雲警察署大社広域交番及び大田警察署温泉津広域交番をいう。以下同じ。）

2 法第45条の2第4項の規定による高齢運転者等標章の返納は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 管轄警察署
- (2) 管轄警察署に置く交番（広域交番を含む。）及び駐在所

第23条の3第4号中「（雲南警察署三成広域交番、雲南警察署掛合広域交番、出雲警察署平田広域交番、出雲警察署大社広域交番及び大田警察署温泉津広域交番をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第1ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の項中「及び」を「から」に改め、同項の次に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項目
--------	-------------	------------------

別表第2一般国道9号（益田道路）の項の次に次のように加える。

一般国道9号（益田道路）	益田市遠田町2604番先から益田市久城町423番1先まで
--------------	------------------------------

別表第2一般県道久城インター線の項中「益田市高津一丁目イ1128番45地先」を「益田市高津一丁目イ1128番45先」に、「益田市久城町66番2地先」を「益田市久城町423番1先」に改める。

附 則

この規則中第6条第1項第4号の改正規定、別表第1ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の項の改正規定、同表に肝臓機能障害の項を加える改正規定、別表第2に一般国道9号（益田道路）の項を加える改正規定及び同表一般県道久城インター線の項の改正規定は平成22年4月1日から、その他の規定は同月19日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 9 日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

島根県公安委員会規則第2号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法の部第22条の2第2項（第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の項の次に次のように加える。

第45条の2第1項	普通自動車の届出の受理
第45条の2第2項	高齢運転者等標章申請書の受理及び高齢運転者等標章の交付
第45条の2第3項	高齢運転者等標章再交付申請書の受理及び高齢運転者等標章の再交付
第45条の2第4項	高齢運転者等標章の返納の受理

別表道路交通法施行規則の部中

第6条の8	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理等委託先の組織及び能力の認定
-------	---

を

第6条の3の3	高齢運転者等標章記載事項変更届の受理
第6条の8	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理等委託先の組織及び能力の認定

に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月19日から施行する。

漁 業 調 整 委 員 会 指 示**隠岐海区漁業調整委員会指示第21-1号**

隠岐島前海域における魚類採捕禁止区域（平成19年隠岐海区漁業調整委員会指示第19-2号）は、廃止する。

平成22年3月9日

隠岐海区漁業調整委員会会長 小 中 竹 雄

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成22年度第1回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成22年3月9日

財団法人消防試験研究センター理事長 関 口 和 重

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成22年6月13日（日） 午前の試験 9時15分から

午後の試験 13時00分から

(2) 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市及び隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書申請先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合 財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請の場合 当センターのホームページに詳細な申請方法を掲載するので、これにより申し込む。

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

(2) 受験願書受付期間

- ア 書面申請の場合 平成22年4月15日から4月30日まで（郵送の場合は、4月30日の消印有効）
イ 電子申請の場合 平成22年4月12日午前9時から4月27日午後5時まで（この間は、24時間受付）

(3) 受験手数料

- 甲種危険物取扱者試験 5,000円
乙種危険物取扱者試験 3,400円
丙種危険物取扱者試験 2,700円

4 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、東部・西部県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手をはった請求者あて先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階
財団法人消防試験研究センター島根県支部
電話 0852-27-5819 FAX 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く。）